

# 八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮職員 の初任給、昇格、昇給等に関する規則

平成20年12月 1日  
規則第 8 号

改正 平成23年 4月 1日規則第 2号 令和 3年10月26日規則第 8号

## (目的)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員<sup>の</sup>給与に関する条例（昭和58年条例第11号）第2条において準用する八幡浜市職員<sup>の</sup>給与に関する条例（平成17年八幡浜市条例第46号）第3条第1項の規定に基づき、八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮職員<sup>の</sup>給料表の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (準用規定)

第2条 八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮職員<sup>の</sup>初任給、昇格、昇給等については、八幡浜市職員<sup>の</sup>初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年八幡浜市規則第30号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

## (補足)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和3年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。